〇金 融 庁 告示第

뭉

労働 ||金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術 別の利

用に関する命令の一 部を改正する命令 (令和三年内 閣 府 令第 号)

の施行に伴い、 労働 金庫

法

施行

規則第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を定める件 (平成十年 芳働省 告示第五号) *Ø*)

部を次のように改正し、 令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳

厚生労働大臣 後藤 茂之

次の表により、 改正前欄 に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

	備考 表中の [ ] の記載は注記である。
[一~四 同上]	[一〜四 略] 生労働大臣が別に定める機械は、次に掲ける機械とする。 4
規則第四十五条第四項第八	七号に規定する金融庁長官及び厚 第
現金自動支払機等)	(現金自動支払機等)
め、平成十年六月十日から適用する。	に定める。
第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を次のよう	第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を次のよう 第E
及び第八十三条第一項第十号の規定に基づき、労働金庫法施行規則	及び第八十三条第一項第十号の規定に基づき、労働金庫法施行規則 及び
第二項第四号、第四十三条第二項第三号、第四十五条第四項第八号	第二項第七号 
労働金庫法施行規則(昭和五十七年 労働省令第一号)第四十二条	労働金庫法施行規則(昭和五十七年 大蔵省 令第一号)第四十二条 営
改正前	改正後